

劣後特約付借入利息

Q : 親会社からの劣後特約借入れが、法人税の負担を不当に減少させるかどうかで争われた事件があるそうですが、どのような内容だったのですか？

A : 劣後特約を付した高率の利息を支払ってまで借入れする必要性は認められないとして、原処分を妥当としました。

【解説】

この事件は、審査請求人が親会社と結んだ劣後ローンについて、原処分庁が劣後ローンを組む合理的な理由が見当たらず、劣後ローンに係る支払利息は寄付金に該当するとして更正したことを不服として争われたものです。

劣後ローンとは、他の特定の債権又は一般の債権より支払順位が下がるローンですから、借り手企業にとっては調達コストが高くなるものです。

請求人は、親会社からの劣後ローンは①組織再編に伴う卸売業者からの保証金差入れ要求に備えるため、②設備投資や新店舗の展開を行い、③財務体力・信用力の維持を同時に実現するために行ったものであり合理性があると主張しましたが、審判所では、借入時点において請求人が十分事業資金を有していたことから劣後特約を付して高率の利息を支払ってまで借入を行う必要性が全く認められず、不自然・不合理な行為と認められ、結果的に法人税の負担を不当に減少させるものであると認定して、原処分庁を支持する裁決を下しています。

